様式第三号に次の一ページを加える。

予防接種の記録（3）

ワクチンの種類 Vaccine		接種年月日 Y.M.D (年齢)	メーカー／ロット Manufacturer/ Lot.No.	接種者署名 Physician	備　考 Remarks
ヒトパピローマウイルス (HPV) Human Papilloma （2価・4価）	1回				
	2回				
	3回				

●薬剤や食品などのアレルギー記入欄

予防接種

●その他

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○経済産業省令第十八号

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第十二条の規定に基づき、及び同法を実施するため、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のとおり定める。

平成二十五年三月三十日

経済産業大臣　茂木　敏充

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成二十一年経済産業省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第七号ト中「該当する者（」の下に「二人以上あるときは、そのうちの当該中小企業者が定めた一人に限る。」を加え、同号ト⑷中「当該贈与の直前において第十六条第一項の確認（第十七条第一項又は第二項の変更の確認があった場合にあっては、変更後の確認。以下この号及び次号において同じ。）を受けた当該中小企業者の当該確認に係る特定後継者（第十五条第三号の特定後継者をいう。次号において同じ。）であり、かつ、」を削り、同号ト⑹を次のように改める。

⑹　削除

第六条第一項第七号ト⑺中「の贈与者」の下に「（当該贈与の時前において、当該中小企業者の代表者であった者に限る。）」を、「直前」の下に「（当該贈与者が当該贈与の直前において当該中小企業者の代表者でない場合には、当該贈与者が当該代表者であった期間内のいずれかの時及び当該贈与の直前）」を加え、同項第八号ト中「該当する者（」の下に「二人以上あるときは、そのうちの当該中小企業者が定めた一人に限る。」を加え、同号ト⑶を次のように改める。

⑶　当該相続の開始の直前において当該中小企業者の役員であったこと（当該代表者の被相続人が六十歳未満で死亡した場合を除く。）。

第六条第一項第八号ト⑸を次のように改める。

⑸　削除

第六条第一項第八号ト⑹中「の被相続人」の下に「（当該相続の開始前において、当該中小企業者の代表者であった者に限る。）」を、「直前」の下に「（当該被相続人が当該相続の開始の直前において当該中小企業者の代表者でない場合には、当該被相続人が当該代表者であった期間内のいずれかの時及び当該相続の開始の直前）」を加える。

第七条第二項第二号中「直前、」を「直前（当該経営承継贈与者が当該贈与の直前において当該中小企業者の代表者（代表権を制限されている者を除く。次号において同じ。）でない場合にあっては当該経営承継贈与者が当該代表者であった期間内のいずれかの時及び当該贈与の直前。以下この号において同じ。）、」に改め、同項第三号中「限る」を「限り、当該経営承継贈与者が当該贈与の直前において当該中小企業者の代表者でない場合にあっては当該経営承継贈与者が代表者であった旨の記載のある登記事項証明書を含む」に改め、同項第十号を次のように改める。

十　削除

第七条第三項第二号中「直前、」を「直前（当該被相続人が当該相続の開始の直前において当該中小企業者の代表者（代表権を制限されている者を除く。次号において同じ。）でない場合にあっては当該被相続人が当該代表者であった期間内のいずれかの時及び当該相続の開始の直前。以下この号において同じ。）、」に改め、同項第三号中「限る」を「限り、当該被相続人が当該相続の開始の直前において当該中小企業者の代表者でない場合にあっては当該被相続人が代表者であった旨の記載のある登記事項証明書を含む」に改め、同項第十号を次のように改める。

十　削除